

税務課所管特定個人情報保護評価「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務」に係る評価の再実施について

1. 特定個人情報保護評価とは

『特定個人情報ファイル』を保有、又は保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの（特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えるときにも同様の対応が必要）

地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務に係る税務システムは、特定個人情報ファイルを取り扱うため、特定個人情報保護評価の実施が必要（現行の本県税務システムに係る特定個人情報保護評価は、システムの全面的な更改に合わせ、平成29年度に実施したものを（初回評価については平成27年度に実施））

特定個人情報ファイル

- ◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）
 - ・ 特定個人情報：個人番号その内容を含む個人情報（第2条第8項）
 - ・ 特定個人情報ファイル：個人番号その内容を含む個人情報ファイル（同条第9項）

2. 評価の再実施（再評価）の根拠について

特定個人情報保護評価に当たっては、『特定個人情報保護評価書』を公示し、**広く国民の意見を求めた上で（パブリックコメント）**、個人情報保護委員会から承認が必要（番号法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条）。また、**一定期間を経過する毎に、再度評価の実施が必要**（同規則第15条）。

再評価の実施

- ◆ 知事が保有する特定個人情報保護評価実施要綱《5年毎の再評価》第12条 番号利用所属の長は、**5年毎に評価を再実施（再評価）**するものとする。

現行の評価（平成29年度に実施）から5年が経過していることから、本年度（令和4年度）において再評価の実施が必要
 今回の再実施についても、初回・前回と同様に**県民意見提出制度による意見募集（パブリックコメント）**及び県個人情報保護審議会へ諮問・意見聴取を実施（知事が保有する特定個人情報保護評価実施要綱第5条及び第6条）。なお、再評価については、プログラミング開始前に実施することが必要（特定個人情報保護評価指針（第6の2（2）ア））。

3. 評価の内容について

【評価書名】 地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務（全項目評価書）

前回の評価以降、「県税の賦課徴収に関する事務」の内容に重要な変更は無いことから、**評価書の記載内容は従前どおりとし、関係法令の改正に伴う修正など軽微な変更のみ行うこととする。**

評価項目	主な記載事項	変更点
I 基本情報	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容、使用するシステムなど	-
II 特定個人情報ファイルの概要	特定個人情報ファイルに記録される本人の数及び範囲、記録項目、入手の方法、委託など	関係法令の改正に伴う修正（条項ずれ）
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	特定個人情報の入手、使用、保管、廃棄などの各プロセスでのリスク対策	関係法令の改正に伴う修正（条項ずれ、『外国にある第三者』に対するデータ提供の禁止、データの消去方法の見直し
IV その他リスク対策	自己点検、監査、従業員に対する教育・啓発などのリスク対策	関係法令の改正に伴う修正（条項ずれ）
V 開示請求、問合せ	特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求及び取扱いに関する問合せ先など	-
VI 評価実施手続	基礎項目評価、国民・住民等からの意見の聴取、第三者点検などの実施状況	関係法令の改正に伴う修正（条項ずれ）

※ 今回の再評価に当たっては、評価書の最終ページに記載

4. 今後のスケジュール

